

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 観光振興課

許認可等の内容	横山郷土館入館料の減免の承認						
根拠法令等及び条項	栃木市横山郷土館条例第7条						
標準処理期間	<table border="1"> <tr> <td>根拠条項</td><td>未設定</td></tr> <tr> <td>設定等年月日</td><td>平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更</td></tr> <tr> <td>標準処理期間</td><td></td></tr> </table>	根拠条項	未設定	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更	標準処理期間	
根拠条項	未設定						
設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更						
標準処理期間							
	<table border="1"> <tr> <td>根拠条項</td><td>栃木市横山郷土館条例第7条</td></tr> <tr> <td>参考事項</td><td>栃木市横山郷土館条例施行規則</td></tr> <tr> <td>設定等年月日</td><td>平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更</td></tr> </table> <p>【 基 準 】</p> <p>栃木市横山郷土館条例抜粋 (入館料の減免)</p> <p>第7条 市長は、規則で定める基準に従い、入館料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>栃木市横山郷土館条例施行規則抜粋 (入館料の減免)</p> <p>第3条 条例第7条に規定する入館料を減額し、又は免除する規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市が市の行事で利用するとき 全額</li> <li>(2) 市内の小学校及び中学校が教育計画に基づき観覧するとき 全額</li> <li>(3) 他の有料施設との共通入館券（個人）により観覧するとき 4割以内の額</li> <li>(4) 前3号に掲げるもののほか、減免することが適當と認められるとき 別に定める額</li> </ol>	根拠条項	栃木市横山郷土館条例第7条	参考事項	栃木市横山郷土館条例施行規則	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
根拠条項	栃木市横山郷土館条例第7条						
参考事項	栃木市横山郷土館条例施行規則						
設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更						